

大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表選挙立会人の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額 12,000円	同上
-----------	------------	----

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄